

国海安第146号の2
国海査第417号の2
平成24年12月27日

一般財団法人 日本海事協会
Lloyd's Register Group Limited
Det Norske Veritas AS
American Bureau of Shipping

} 殿

海事局 安全基準課長

検査測度課長

船舶安全法等の一部改正に伴う条約証書等に係る事務処理について
(関連：国海安第144号(平成24年12月27日)、国海安第145号(平成24年12月27日))

平成25年1月1日から施行される一部改正された船舶検査関連法令(船舶安全法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(海防法)及び国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(保安法)及び関係省令)に関し、各法令に基づき発給された条約証書の取扱いについて下記のとおりお知らせ致します。

なお、船舶所有者等に対し、別添のとおり事務取扱に関する周知を行ったので参考まで送付します。

記

1. 貨物船安全無線証書関連

管海官庁において交付済みの貨物船安全無線証書は、施行日以降も効力を有します。

船級登録船舶に対し、施行日以降に無線設備に係る中間検査を執行した場合、船級協会において当該受検に係る裏書処理を実施します。

2. 船舶検査証書、海洋汚染等防止証書及び船舶保安証書

船舶安全法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律及び国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律の各法により交付された条約証書について、船舶所有者が有効期間を5月延長する特例措置の適用を希望する場合、船級協会において特例措置適用に係る裏書処理を実施します。

この場合、管海官庁において交付済みの条約証書について、該当欄が斜線等により Cancel 処理されている場合又は該当欄が設けられていない場合にあつては、施行日以降、別紙案内のとおり取扱い願います。

なお、危険物運送船適合証英訳書についても同様に取扱い願います。

3. その他

中間検査の時期を繰り上げて受検したことにより検査基準日に変更される場合は、各条約証書の該当欄に、新たな検査基準日を記載の上所要の処理を実施願います。

この場合、検査基準日変更の旨及び新たな基準日を検査報告書に記載願います。

【別紙】

我が国では、国際満載喫水線条約、SOLAS条約及び各コード（IGC, IBC, HSC, IMDG, ISM 及び ISPS）及び海洋汚染防止条約（MARPOL）に基づき発行される条約証書における「更新検査後の裏書きによる証書有効期限5ヶ月延期に関する手続き」については従前より適用を見送っておりましたが、今次関連国内法改正により、2013年1月1日以降適用を開始することとしました。

これに伴い、交付済みの条約証書において斜線及び「適用せず／Not Applicable」の文言が記載されている当該裏書欄については2013年1月1日以降有効と見做します。

更新検査完了後において、管海官庁検査官又は登録線級協会検査員により「適用せず／Not Applicable」の文言を削除し、条約証書有効期間延長の為の裏書きを行なうことを認めます。

また、当該裏書欄の存在しない証書（船舶保安証書（ISSC）、危険物運送船適合証書（DG）等）については、更新検査完了後に証書余白に証書有効期限を延長する旨の裏書きを追加することを認めます。

In accordance with the revision of the relevant domestic laws, Japanese Government decided to apply the procedure of “Endorsement for 5 months extension of the validity of certificate after completion of Renewal Survey” to the LL, SOLAS (incl. IGC, IBC, HSC, IMDG, ISM, ISPS codes) and MARPOL statutory certificates, after 1 Jan. 2013.

In accordance with this decision, the column of relevant endorsement, which was canceled with the sloping line and the word “Not Applicable”, will be regarded as being effective after 1st January 2013. After completion of renewal survey, the inspectors of the government or the surveyors of recognized classification society are allowed to delete the word of “Not Applicable” with line and to make an endorsement for extension of the validity of certificate (s).

And, in case of the certificates which do not have the column of the said endorsement (such as “International Ship Security Certificate” (ISSC), “Document of Compliance for Carriage of Dangerous Goods” (DG Cert.) etc.), the inspectors or surveyors are also allowed to add the endorsement for extension of the validity of certificates in a blank space of certificates, after completion of survey.

27 December 2012

Toshihiko SONODA
Director
Inspection & Measurement Division
Maritime Bureau
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism